

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、身体的または精神に障がいのある20歳未満のお子さん（以下、児童といいますが）を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。

支給要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。

支給要件

児童の障がいがあるのいずれかに該当する場合は、

- ① 身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方および3、4級程度の障がいがある一部の方
- ② 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の一部の方
- ③ 精神の障がいであって、①・②と同程度以上と認められる方

支給の制限

該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

手当額

- 1級 月額50,400円
- 2級 月額33,570円

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112 (直通)

心配ごと・困りごと、
人権・行政相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談員などが受ける相談所を開きます。

皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめんどろ、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽に相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください。

開催日 7月13日(金)

時間・場所

午前10時～正午 田野浦集会所
午後1時～3時 出口集会所

○お問い合わせ

本庁住民課人権啓発係

☎ 43-2800 (直通)

平成24年度 戦没者遺児による
慰霊友好事業の参加者募集

(財)日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、父などの戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

◆費用 参加費として9万円

◆日程 (財)日本遺族会事務局

(☎03-3261-5521)

へお問い合わせください。

◆お申し込み

次の申込締切日までに、高知県遺族会(☎088-884-8700)へ連絡してください。

◆訪問予定地域(申込締切日)

- ① マリアナ諸島(8月17日)
- ② 東部ニューギニア【二次】(8月30日)
- ③ ボルネオ・マレー半島(9月7日)
- ④ トラック諸島(9月13日)
- ⑤ パラオ諸島(9月13日)

有料広告

出店者募集

初めてお店を持たれようと思われている方や、現在のお店の業態・業種の変換を考えている方へ、まずは半年間(最長1年間)、天神橋商店街内でお試ししてみたいかがですか?

【お問い合わせ先】
四万十市中村天神橋54
天神橋商店街振興組合
ちゃれんじshopTJB事務局
TEL/FAX 0880-35-2019



- ⑥ ソロモン諸島(9月19日)
- ⑦ フィリピン【二次】(9月28日)
- ⑧ ミャンマー【二次】(10月12日)
- ⑨ 台湾・バシー海峡(12月2日)
- ⑩ ミャンマー・インド【二次】インド(11月13日)
- ⑪ ミャンマー(12月21日)
- ⑫ 東部ニューギニア【二次】(平成25年1月9日)
- ⑬ フィリピン【二次】(1月23日)
- ⑭ 中国【二次】(2月7日)

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (直通)